

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和6年5月28日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 木野 広宣	副議長 富山 豪
	議員 柿原 一和	議員 桑澤 直亨
	議員 原田 悠嗣	議員 鈴木 明子
	議員 渡邊 勝巳	議員 寺門 勲
	議員 小池 正夫	議員 小宅 清史
	議員 大和田和男	議員 花島 進
	議員 寺門 厚	議員 萩谷 俊行
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	総務部長 玉川 一雄
市民生活部長 平野 敦史	防災課長 秋山 光広
防災課長補佐 疋田 克彦	保健福祉部長 生田目奈若子
介護長寿課長 住谷 孝義	介護長寿課長補佐 鈴木 伸一
教育部長 浅野 和好	学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 生田目綾子	指導室長 山野邊 義紀
学校給食センター長 津賀 卓	

会議に付した事件

（１）議会運営委員会委員長報告

- ・令和6年第2回定例会について
- ・議員と語ろう会について
- ・議員勉強会について

…委員長報告のとおりとする

（２）学校給食への危険異物の混入について

…執行部より説明あり

（３）中学校部活動の地域移行について

…執行部より説明あり

(4) 令和6年度那珂市防災訓練の実施について

…執行部より説明あり

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者公募について

…執行部より説明あり

(6) 委員長報告

・原子力安全対策常任委員会

…委員長報告のとおりとする

(7) その他

・那珂久慈議会議員親善ゴルフについて

…事務局より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

本日は閉会中の中、また台風と低気圧が近づく中、定例会の前のお忙しい中、全員協議会にご参集を賜り誠にありがとうございます。

議員の皆様には、議案の説明に関しまして慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席をしておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段の配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となりますが、さる5月7日、第一中学校に提供した学校給食並びに、17日、第三中学校に提供した学校給食において、金属片が混入するという事故がございました。どちらの事故についても、幸いにも生徒や教職員にけがはありませんでしたが、事案の重要性を鑑みて、全保護者及び市議会議員の皆様への緊急連絡、報道機関への情報提供を行いました。度重なる事故に関しまして、議員の皆様にはご心配をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

学校給食の危険異物混入につきましては、昨年度に起きた一連の事案を踏まえ、監視カメラを設置するなど、安全確認の徹底と作業手順の遵守を努めてまいりましたが、今回はそのような中での事故となり、事態を大変重く受け止めております。保健所の指導なども受けながら、改めて緊張感を持ち、再発防止に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、ただいまお詫び申し上げました学校給食への危険異物混入の件も含め、全4件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、議会運営委員会より、開催及び結果についてご報告をいたします。

先ほど、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和6年第2回定例会について審議をいたしました。

資料をご覧ください。

提出予定議案は、報告が4件、条例改正や補正予算などの議案が14件です。いずれも第2回定例会中に上程し、議案については、資料3ページの委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。資料2ページにありますとおり、全員協議会協議・報告案件は4件であります。

請願・陳情についてでございますが、今回、陳情4件が提出されました。申し合わせ内規に基づき、取扱いについては資料4ページの請願・陳情文書表（案）のとおり決定いたしました。5ページ以降に写しを添付してありますので、ご確認をお願いいたします。

一般質問は、12名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の15ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第2回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、6月6日、小宅議員から寺門厚議員までの6名、6月7日、原田議員から富山議員までの6名で実施することに決定をいたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は6月4日から6月21日までの18日間とするべきものと決定をいたしました。議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は漏れのないようお願いをいたします。

また、20ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきまして、一般質問重複事項のとおり、重複している内容がございます。該当する方は、申し合わせ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

資料の22ページをお開きください。

表彰伝達式についてです。

このたび、全国市議会議長会、茨城県市議会議長会より、表彰者名簿のとおり表彰されることになりました。改めましてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

つきまして、定例会初日の本会議で表彰伝達式を行うことに決定をいたしました。なお、代表謝辞は遠藤議員をお願いいたします。

また、市議会基本条例第25条に基づき、4月17日及び5月8日に議会運営委員会を開催し、基本条例の内容点検を行いました。大きな変更はございませんが、反問権につきまして、申し合わせ内規内で内容を明確にするため、変更をいたします。

次に、「議員と語ろう会」についてになります。

「議員と語ろう会」については、参加者の減少、固定化等が課題となっており、議会運営委員会で協議を行いました。今年の「議員と語ろう会」は、常任委員会ごとに議会側から市民団体等に直接出向いて開催することにいたします。各常任委員会でテーマと相手先を決め、年2回以上行うようお願いをいたします。

続きまして、議員勉強会についてになります。

講演の内容を議員のコンプライアンスについてとし、元全国都道府県議長会事務局次長、内田一夫氏を講師に迎え、6月25日午後1時半から全員協議会室で行いますので、議員の皆様のご出席をお願いいたします。

以上、ご報告いたします。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。

次長補佐 それでは、資料23ページをお願いします。

先ほど、議会運営委員長よりお話がありましたが、議会基本条例の見直しに伴いまして、反問権の内容を明確にしたほうがよいのではないかという意見がありました。

資料のほうの変更後の①反問権の付与の後に、議員の質問、質疑に対して趣旨を明確にするため、執行部が質問をすることということで、反問権の内容を明確にするためにこの一文を入れております。

以上です。

議長 何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時10分）

議長 再開いたします。

続きまして、学校給食への危険異物の混入について、執行部よりご説明願います。

教育長 このたびの度重なる学校給食への金属片の異物混入事故に関しましては、多くの皆様方にご心配をおかけいたしましたこと心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

昨年度来の事故を踏まえ、マニュアルの改訂、あるいは給食センターでの研修、学校での研修等々、安全の徹底に努めている中での事故ということで、これまた大変重く受け止めているところでございます。

今後も保健所をはじめとする関係機関との連携強化を図りながら、再発防止に努めてまいります。議員の皆様方におかれましては、ご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

この後、課長より報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、学校給食への危険異物混入についてご説明させていただきます。

資料のほうをご覧くださいと思います。

学校給食において、金属が混入する事故が発生したことにつきましてご報告いたします。まず第1、ばら野学園第一中学校の7年1組における金属混入でございます。

1、事故の概要でございます。

提供しましたご飯に金属片、こちら長さ6ミリ、太さ約1ミリが混入しまして、喫食中の生徒がご飯の中から発見いたしました。口には入れておらず、けがはございませんでした。また、他の中学校における異物の混入もなく、小学校のほうはパン食でございました。

ご飯につきましては、米飯業者から学校へ直接納入しておりますが、その業者へのひたなか保健所の立入り調査によりまして、製造ラインの器具等を点検した結果、異常はなかったことから、翌8日から米飯のほうの提供をしてございます。

3ページをご覧くださいと思います。

こちらのほうが異物の写真でございまして、真ん中が拡大写真となっております。薄いものが山折りになっているような形状のものでございました。

1 ページにお戻りいただきます。

2、事故の経過でございます。

発生しました5月7日火曜日でございます。時系列で記載しておりますが、主なところを説明させていただきます。

12時50分頃に、生徒が喫食中に異物を発見して担任に報告し、本人の喫食を停止させました。その後、校長へ異物混入の報告をしまして、校長、教頭、学年主任らと異物を確認し、金属片の疑いという認識をいたしました。その時間がほぼ喫食の終了となる時間であり、各学校での喫食の状況を確認しましたところ、ほぼ終了しておりました。よって、全学級の喫食停止まではせずに、同様の異物混入がなかったかについての確認のほうを開始してございます。その結果、ほかに異変はございませんでした。

12時58分頃に、第一中学校から学校給食センターへ金属混入の報告がございまして、センターのほうで回収に向かいました。センターが金属を確認しまして、保健所、市長、副市長へ事故報告をいたしております。その後、念のため、センター調理場内の器具、機器、調理器具類、釜等の点検を行いまして、破損がないということを確認してございます。

15時30分頃には、保健所のほうが米飯業者への立入り調査のほうを開始いたしまして、米飯業者とは別に、第一中学校への立入り調査のほうも同時並行で開始してございます。

16時55分頃に、米飯業者における保健所の立入り調査のほうが終了しまして、調査の結果、製造ラインの器具に異常等は認められませんでした。また、第一中学校についても、米飯到着から配膳完了に至る過程に異常はございませんでした。

18時6分でございます。2 ページ目をご覧くださいと思います。

米飯業者の製造ライン及び学校で混入した可能性は低いとの保健所のほうの見解を得まして、市教育委員会で対策会議を行いまして、その保健所の見解を参考に、翌日以降の米飯の提供及び保護者等への連絡対応などを協議いたしました。

19時頃には、各学校を通しまして全保護者への事故発生の緊急メールの配信、その後、議会事務局を通しまして全議員への事故発生のメール配信等をしてございます。

翌5月8日でございます。

米飯業者のほうが金属の成分検査のほうを依頼しまして、その結果、金属は、米飯業者の製造ライン指定で使用している釜などとは材質が異なる一般的なアルミニウムであると判明してございます。

5月10日金曜日でございます。

市教育委員会事務局が米飯業者のほうに立入り調査に入りまして、炊飯の流れや混入の可能性の有無などを確認いたしました。

5月14日火曜日でございますが、こちらも市教育委員会事務局のほうで、米飯業者へお米を納入しております精米業者のほうに立入り調査に入りまして、精米の工程や混入

の可能性の有無などを確認いたしました。どちらの事業所におきましても、工程は自動化が進んでおりまして、途中で混入するという可能性は低いものというふうに考えてございます。

3、原因の特定についてでございます。

(1) ひたちなか保健所の見解です。

米飯業者の製造ラインや器具及び第一中学校における米飯到着から配膳完了に至る過程には異常はございません。

今後は、精米業者での混入の可能性というのも視野に、保健所のほうでも精米業者へ立入り調査もするという事で予定されてございます。

(2) 成分分析結果でございます。

米飯業者の器具とは成分が異なる結果となってございました。

(3) でございます。

ひたちなか保健所の立入り調査及び成分分析結果を踏まえますと、現時点では原因物質と混入した経路のほうは不明でございます。今後、中央保健所、こちらのほうは保健所の管轄が異なりまして、ひたちなか保健所ではございませんが、そちらの保健所からの精米業者への立入り調査のほうの結果も踏まえまして、改めまして判断したいというふうに考えてございます。

続きまして、4 ページをご覧くださいと思います。

第2、緑桜学園第三中学校7年1組における金属の混入についてでございます。

1、事故の概要でございます。

生徒が豆乳ポタージュを口に含んだ際に違和感を覚え、吐き出したところ、薄い金属片、こちらのほうは縦横約2ミリでございますけれども、こちらのほうを発見いたしました。口の中にけがはございませんでした。また、ほかの中学校におけます異物の混入もございませんでした。小学校のほうは別メニューでございます。

給食センターへのひたちなか保健所の立入り調査によりまして、混入した金属片は、野菜を切ります切裁機の一部の破損と特定できましたことから、部品等を交換しまして、20日から通常どおり給食のほうを提供してございます。

6 ページをご覧くださいと思います。

こちらのほうが異物の写真となってございます。

続きまして、8 ページをご覧くださいと思います。

こちらのほうが今回破損が見つかりました切裁機の刃の部分となっております、次の9 ページの部分は、破損部分の全体と拡大したものでございます。

今回の破損でございますが、切裁機での野菜の切り幅を調整するために、この9 ページの上の写真、真ちゅう色ダイヤルの下のシルバーの調整ねじ、こちらを緩める際に、こちらがきつく閉まっているためにハンマーでたたいて緩めてございますが、その際に、

ハンマー頭部のくさび部分、こちらが7ページの写真をご覧いただきまして、一番下の写真でございます。この部分、頭部のくさび部分が接触して表面が剥離したものというふうに推測をしております。

4ページにお戻りいただきます。

2、事故対応の経過でございます。

5月17日金曜日が発生当日でございます。

13時頃に、生徒が喫食中に異物を発見しまして担任に報告いたしました。担任は、学級の喫食を停止させてございます。その後、担任から教頭へ異物混入の報告をしまして、金属片のようなものというふうに認識をしたために、全校に豆乳ポタージュの喫食停止のほうを放送を行いまして、他の生徒、また職員から異物混入がなかったかの聞き取り調査のほうも開始いたしました。その結果、ほかに異常はございませんでした。

13時7分に第三中学校から学校給食センターへの異物混入の報告がございまして、センターのほうで回収に向かっております。センターでは、回収した異物の材質の確認などを開始いたしましたが、こちらのほうが2ミリというふうな小さいものということで、金属なのか、またその日のメニューの豆乳、こちらが入っていた容器の内側の銀色の容器の内側を覆っているもの、アルミ箔のようなものなのかということで、ちょっと区別が非常に難しく、判断に今回時間がかかってございます。確認の結果、金属であるというふうに判断しまして、市長、副市長や保健所へ報告をしたところでございます。

15時23分頃ですが、センター内で、調理場内の機器点検のほうを行ったところ、破損しました機器のほうを発見してございます。

15時55分頃には、保健所のほうが給食センターのほうへ立入り調査を開始してございます。また、16時10分には、また別な班が第三中学校のほうへ立入り調査を開始してございます。また、調理器具のメーカーでございます日本調理機のほうも、センターでの調理機器の確認点検を行ってございます。

17時10分には、第三中学校における保健所の立入り調査のほうを終了いたしまして、調査の結果、給食到着から配膳完了に至る過程には異常はございませんでした。

18時24分頃には、給食センターにおける保健所の立入り調査のほうを終了しまして、調査の結果、金属は切裁機の一部であるというふうに特定をいたしました。

保健所からは、破損した部分を交換して調理することで、月曜日からの給食提供は可能という見解をいただいております。その保健所の見解を踏まえまして、市教育委員会において対策会議を行いまして、月曜日以降の給食の提供、また保護者等への連絡対応等につきまして協議をいたしました。

そして、20時頃でございます。これは各学校を通して、全保護者への事故発生の緊急メールを配信いたしました。

5ページでございます。

5月20日には、金属片の成分検査のほうを依頼しまして、その結果、アルミニウムを主成分とした合金ということで判明してございます。

3番、原因の特定についてでございます。

先ほど写真でご説明いたしましたが、切裁機の刃の切り幅を調整するために、調整ねじをハンマーでたたいて緩める際に、ハンマー頭部のくさび部分が接触して表面が剥離したもののいうふうに推測してございます。

4、対応と再発防止でございます。

原因となった器具につきまして、部品交換のほうを行い、安全確認をする。こちらのほうは既に新たなものと交換をいたしました。

(2) 金属が剥離した原因、こちら操作手順等でございますけれども、こちらにつきまして、調理員に改めて研修を実施いたします。こちらのほうも既に実施をいたしました。

(3) 5月18日土曜日でございますけれども、調理場内の全ての器具の安全点検を実施いたしました。この点検では、例えばアルミのバットのよう、端っこに毛羽立ちがあるような場合には、やすりがけで整えるといった調整なども併せて行ったところでございます。

補足でございますけれども、切裁機、刃の部分交換いたしました、今回新たに2セット購入しまして、使う都度、切り幅を調整しなくてもいいようにということで、あらかじめよく使う切り幅にそれぞれセットしておくことといたしました。

また、調整の際に使ってございましたハンマーにつきましても、くさび部分が露出していないタイプのものに交換をいたしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見はございますか。

渡邊議員 すみません、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが、一中と三中で同じ金属片が混入されていると。一中の場合は、ご飯に入っていた、食べていた生徒だけが喫食停止で、三中の場合は、そのクラス全部が喫食停止という形の報告があるかと思うんですが、この違いは何かあるんですか。

学校教育課長 そのときの教室内の食べている状況というものが、一中の場合には、こちらの生徒のほうを食べるのが遅いほうの生徒だったということで、クラスの中、終了していた状態だったということで、本人のほうの喫食だけ停止をしたというようなものでございます。

三中のほうにつきましては、ほぼ終了には近い時間ではございましたけれども、まだ食べている生徒がいたということで、そこで担任の先生の判断の違いが出たものというふうに考えてございます。

以上です。

渡邊議員 分かりました。

喫食が終わってしまったから、停止する考えはあったんでしょうけれども、もう既に状況として食事は済んでいるので停止という形ではなかったということですね。はい、分かりました。

あと、もう一つなんですけれども、各いろんなところに連絡をしているかと思います。中学校から給食センター、中学校から学校教育課という形なんですけれども、これのやっぱりタイムラグはどのように考えているのかなと思うんですよ。

今、変な話、議会でしたらば、ラインワークスという形で全員に一斉通知ができています。執行部であればL o G oチャットという形で一斉通知ができていますという形なんですけれども、学校全部と、あとは学校と給食センター、行政関係のほうへの連絡体制というのは、一斉通知ができるシステムがあるのか、それとも電話なりファクスなりで行っているのか、ちょっと教えていただけますか。

学校教育課長 現在のところ、実際は電話のほうがほとんどでございまして、学校から第一報の給食センターへの連絡も電話でございます。

あと1つ、ツールとして使っておりますのは、校務支援システムというシステムが学校に入っておりますので、現物の写真、こちらのほうはC 4 t hをその校務支援システムというのをを使って、学校教育課のほうに送ってもらうというようなものも一部使っております。

以上です。

渡邊議員 分かりました。

例えば、その金属片みたいなものが同じ釜で作られたもの、細かく分散されていて、各学校に散らばってしまったということも想定できるかと思うんですよ。となれば、その学校のほうで金属片が見つかったというのは、まず、同じ釜で作っている学校には同時に配信できるような方法を考えるべきかなと思うんですよ。

そうすれば、取りあえず一時的に食事を一回止めるとかという対応も取れるかと思うしますので、この辺はぜひちょっと考えて。今、実際そのシステムがあるのであれば、運用するのを考えていただければなと思います。

議長 よろしいですか。

ほかございますか。

笹島議員 これ、今まで毎年のようにこの異物混入という話が出ていますよね。これ、どのくらい原因が特定できていますか。

学校教育課長 昨年ですと3件、金属が入ったということがございましたけれども、昨年につきましては、原因が分かったものはございませんでした。

今回の2件のうち1件は、センター内の調理場だろうということで特定できましたが、あと1件のほうは、現段階では不明というところでございます。

以上です。

笹島議員 これ、どこで入って、どうなったかというのは、本当誰も分からないですよ、正直言って。もちろん対策はするけれども、それは当たり前の話なんですけれども。

もうこうなったら、もう異物混入されているという前提で生徒たちに注意して食べるというほかないんじゃないのかな、これ。どうなんですかね。

学校教育課長 去年の異物混入を受けて、食缶を開ける際に、担任の先生が確認してから開けるとか、マニュアルのほうでも改訂を進めたところではございましたけれども、今回も入ってしまったということで、100%というところまではまだ至っていないのが現状でございまして、生徒のほうにも、昨年の異物混入、それ以前もでございすけれども、何かあったら担任の先生にすぐ知らせてというようなところで周知はしているところでございます。

以上です。

笹島議員 もう自己防衛も大事ですよ。もうこういうふうにするしかないですよ。

またもう今年も来年も、間違いなく起こると思うんだよね。やっぱりそれを徹底させたほうがいいんじゃないんですか。どうですか。

学校教育課長 改めまして、今回も続いてしまったということがございますので、子供たちへの周知方法も、校長会のほうと協議しながら、どういった周知方法が一番効果的かというのを考えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

小宅議員 今、刃の交換ということで、それについての疑問が二つありまして。

まず、この写真を見る限り、構造上はハンマーではなくて、大きなレンチで替えるべきものじゃないのかなと思う点の一つ。

それから、くさびで傷つけたとして損傷したとしても、洗えば流れる程度のものだと思うんです。でも流れなかったということは、ハンマーでこれを交換した後、刃は洗わずに使用したということなんでしょうか。その2点をお聞きしたいです。

学校教育課長 ハンマーにつきましては、現時点では、購入したときからねじを緩める際にはこれということで、通常の使い方というふうに認識して使っておりましたので、ほかのレンチみたいなものがあるかどうかというのはちょっと確認は必要かなというふうに思ひます。

あと、その調整した後なんですけれども、通常ゴムハンマー、ゴムのカバーがついているほうでたたいておりますので、通常はないであろうということで、そのまま使って、調整した後、何回か幅を調整して、そのままつけて続けるというようなこともあるというのが実態でございす。

小宅議員 でも、ゴムが損傷して入る可能性だってありますよ。ゴムハンマーだからいいということではないと思うんですね。

普通に考えて、こんなものでこういう、何というんですか、ダイヤル式のものを殴って

開けるとかという、あんまり考えづらいなと思うんですけれども、これはいわゆる日本調理、メーカーのほうで推奨しているやり方なんですか。

学校教育課長 今まで使用していた中では、ほかのやり方で緩めるというようなところは、メーカーのほうから直接話がなかったというのが実態でございまして、このやり方でずっとやっていたというのが実際のところかなというふうに思います。

小宅議員 今後も、刃は何パターンか購入されたということですが、でも、今後も必要になったならば同じやり方で、ハンマーでたたいてということなんですかね。

学校教育課長 そうですね。先ほどちょっと補足でさせていただきましたように、くさびが見えていない、全部覆われたやつというのを交換はしたところでございまして、ただいま助言いただきましたそのレンチみたいなものというのがあるのかどうかも含めて、ちょっと確認はさせていただきたいというふうに思います。

小宅議員 別に汎用の、ホームセンターに売っているこういうノギスのでっかいようなやつでいいんだと思うんですけれども、そういうものを購入すればいいんじゃないかなと思います。

議長 よろしいですか。

遠藤議員 ちょっと、まさしく度重なる異物混入なんですけど、例えばこういうのって、何やってんだよ、ちゃんとしろよ、またかよと中学生が言っていました。

これが、実際、本音だと思いますよ。だって、自分らに提供される、本当は安心して食べてねと、食育も含めてね、提供されるものにこういうものが入っていたというので、自分の学校じゃなかったから、自分の学年じゃなかったからよかったというふうにはやっぱり思えないですよ。もしかしたら、自分のところに入っていたかもしれない。だから、中学生も怒っていましたよ。

なので、冒頭、執行部の方には謝っていただきました、謝罪はしていただきましたが、本当は謝るべき対象は、僕らじゃなくて子供たちですよ。申し訳ないと、本当に思っていますよ。

さらに言うと、親御さんですよ。安心して毎日学校に送り出して、給食おいしく食べて来なさいと言っているのに、こんなことがあったのでは安心して食べろと言えないじゃないですか、親は。子供だって、安心して食べられないじゃないですか。

そういった意味では、笹島議員みたいに、もう気をつけて、一口一口気をつけて食べろよと、そんなことまで考えざるを得ないようなことまでなってしまうじゃないですか。

だから、本当にもう二度と起こしてほしくないんですよ。これはもうみんなの願いなんですけれども。これ、ちょっとそこら辺について、まず見解をお伺いします。

学校教育課長 昨年からも引き続きということで、本当に調理員の現場でも、異物については本当に慎重に、野菜の洗浄とかも回数を増やすというような対応を以前からしているということで、意識の中では、本当に調理員一人一人が安全安心な給食をというふうに取り

り組んでいるところではございますけれども、我々も調理員には、事あるごとには、その辺のところも改めて指導というか、注意喚起をしながらではございます。にもかかわらず、事実として起こってしまっているということで、本当に我々としても心が痛いというようなところでございまして、今後、さらにより一層気をつけてということで、調理員と一丸になって取り組んでいかなければならないという認識は持っております。

以上です。

遠藤議員 もちろんそうだと思うんですよ。本当に起こしたくないというふうに思っていると思うので、ただ、結果がそうなので、子供たちはやっぱりそういうふうに言っているのは当たり前で。

あと、どうなんでしょう、この5月7日と17日に保護者のほうにメールは来ているんですが、その文面も見ると細かく丁寧に、内容は報告はされているんですが、これはどうなのかな。例えば、何にしても、お店でこういう異物が入ったら、いや、すみませんと、お店の人は謝るじゃないですか、まず。そこから、原因追求とか再発防止をやるんだけど、すみませんみたいな文面が一切ないんですよ。時系列で事実が淡々と説明されているだけで。どうなんだろう。あと、例えば、僕毎回こういうものを見るたびに、これが実際入っていた子供たち。子供に対して何と言っているのかなと、現場で。入っていたね、じゃ、報告しておくからで終わっているのかなと思うんですよ。

入って、だから、本人の中で結構ショックですよ、こういったものってね。入っているんだもの、だって。しかも、ちょっと今回は口に含んでしまったよね。

今まではヒヤリハット、ヒヤリハットで済んでいたのが、1回口に入れて吐き出したんですよ、これ。これ下手したら飲み込んでいますよね。これが、たまたまもうちょい大きい金属片だったら、これ事故になりますか。口に含んでしまったんですよ、これね。今までは口に入れなくてまだとどまっていたけれども、これが一番怖いヒヤリハットだと思うんだけど。だから、子供たちに対しての、何というか、どういうふうに現場では説明しているのかなというのをちょっと気になっております。

学校教育課長 異物が入っていたご本人に対しては、先生のほうからその後のケアも含めて言葉かけをしておりますし、また、保護者のほうにも、この事実とお詫びのほうを学校のほうから入れてございます。

また、全保護者に対しましては、第一報として緊急メールで事故発生のほうは周知したところでございますけれども、この後、今回ちょっと2件立て続いたしまったので、2件分のこの原因、調査の状況ですとか、そういったものも含めて、文書で保護者宛てに出すというようなことで予定はしているところでございます。

以上です。

遠藤議員 いずれにしても、二度とないようにお願いします。

以上です。

寺門厚議員 今、遠藤議員からも話がありましたように、やっぱり子供たちが安心安全でおいしい給食を提供して、それを食べるというのが一番だと思いますので、改めて注意をさせていただきたいなというふうに思います。というのも、8月以降、調理員のほうが委託で、外部の会社に委託ということになりますので、今度は、材料仕入れまでは市のほうでやりますけれども、調理は調理で今度第三者になるので、その辺の安全安心の確認が、業者使ってどうなのというところがありまして、今でも新学期始まって2回発生してしまっているの、その辺を児童・生徒には本当に安心安全のおいしい給食を提供、市はやってたよということをきちんと示していけないといけないと思うんですね。

なおかつ、今度は業者が入りますので、今度は責任の転嫁ということも考えられますので、その辺があると、本当に一番困ってしまうのは子供たちなんで、その辺はどう市として考えていくかですね。

まあ、親御さんもそうですし、当事者の子供たちに対しても、その辺を改めて、やっぱり市長、きちんとしっかりと考えて対応していただきたいんですけども、見解をひとつお聞きしたいんですよ。

学校教育課長 ただいまご指摘ありましたように、調理部門の民間委託というのを控えている中でございます。

今回の2件の発生の事案も、民間に委託する際には、本当に心してやっていかななくてはならないというようなところで、特に引継ぎの中でも注意してやっていきたいというふうに考えてございます。

また、民間に委託はしますけれども、給食センターの職員も中にとどまりますので、何かあった際の対応ですとか、そういったものは引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 いくつか聞きたいんですが、まず、最初の米の飯に入っていた件ですけれども、これというのは、その米が農家で生産してから集荷されて、それから精米されてという統制の中で、異物混入は幾らでも考えられますよね。その中で、こういう小さなアルミ片みたいなやつ、金属片が検知されるような何か仕掛けあるんでしょうか。

というのは、昔、米の飯の中に小さな小石が入っているのなんてざらだったので、最近ないのでね。その辺どうなっているんでしょうかね。

学校教育課長 精米の業者のほうで精米するラインの過程では、いくつかの異物を除去する機械もございますし、そういうタイミングもあるということで、ラインを見てきたんですけども、まず一つは、精米する過程で、軽いごみなどは吸引するというので、吹き飛ばされるというか、吸引されるというようなことがまずございます。

その後、色彩選別機というようなところで、色が違うものとか、そういったもの、米の

中でもちょっと変色したものも含まれますけれども、そういったものを通過したときにエアで吹き飛ばすような選別機がございますので、そこでもはじかれる可能性というのが非常に高いかなというふうなところ。

あとは、最終的には、袋詰めになった後に金属検知器というの、精米の業者のほうでも通しておりますので、そこでというふうなところなんですけれども、今回のこの五、六ミリ程度のやつは、精米業者のほうの金属検知器のほうでも反応がなかったというふうなところになってございます。

以上です。

花島議員 その件は分かりました。

次の、原因が分かったという件なんですけど、まず僕感じるのは、アルミというのは結構軽くてあちこちに使われるんですけども、削りに弱いんですよね。だから、将来、その器具を調達するときに、なるべくアルミを避けたほうがいいと思っています。

実は、私、自分でもお菓子作ったりするんですけども、アルミのボウルというのを昔使ったんですけども、大体泡立て器で削れるくらいなんですよね。だから、そういうふうに、なるべく道具も考えてほしいと思います。

それから、何か今の話聞いていると、トラブル起こしたやつは、今交換する必要はないように思うんですけども。ハンマーはやめたほうがいいと思いますけれどもね。その辺、どうなんですかね。ちょっとよく分からないです。ある意味で合理性を欠いているような気がしてきて。その辺の見解もお聞きしたいと思います。

学校教育課長 調理器具の素材につきましては、今回、米飯業者と精米業者のラインを見まして、やっぱりステンレスを使っているライン上が多いというふうなところで、アルミニウム、一部使われているところもありますけれども、直接お米などには接しないところなどということで、議員ご指摘のとおり、破損しやすい素材なのかなという認識の下なっているのかなというふうに我々も思ったところです。

センターの今後の機器の更新の際には、そういったところも念頭に入れながら選定をしていくのが非常に重要なことかなというふうに思いました。その辺はちょっと認識しながらやっていきたいなと思います。

また、刃の部分の交換につきましては、保健所のほうでも、ここの部分であれば交換というようなアドバイスをいただいたところだったので、今回新たなものも交換しましたが、ここにつきましては、例えば、きれいに成形しておくことで使えないということではないというふうに思いますので、センターとしても何かあったときの予備として、それは破棄しないでそういうときに使えるようにということで考えてございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

鈴木議員 先ほどもあったと思うんですけども、その異物混入があったときに対応が、やっぱり時間によっても先生方違うというお話だったのですが、その際にマニュアルみたいなものというのはあるのでしょうか。

学校教育課長 昨年度、マニュアルのほうを改訂しまして、学校で起こった場合、発生した場合にどういうふうなというのを記載しているマニュアルがございまして、我々と学校と共有してございます。

以上です。

鈴木議員 今度、民間に移行する際には、そちらのマニュアルというのは民間のほうでも引き続き対応してくれるということによろしかったですか。

学校教育課長 このマニュアルそのものが適用になるか、あるいは業者のほうで、もう既にいくつかの市町村の給食を請け負っているところがございますので、独自のものがあるかは、ちょっと摺り合わせをしながら行っていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

議長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして、中学校部活動の地域移行について、執行部よりご説明願います。

学校教育課長 続きまして、中学校部活動の地域移行についてご説明させていただきたいと思っております。

資料のほうをご覧くださいと思います。

全国的に地域移行に向けた動きが広がっておりますが、今後の本市における具体的な取組の開始に向けた考え方やその内容等について報告させていただきます。

1、概要です。

部活動は、少子化に伴い、学校単位でチームが組めない、希望する部活動がない、また、生徒の部活動に対するニーズも、競技的思考やレクリエーション的思考など多様化してございます。さらには、働き方改革を踏まえた教員の負担の軽減も求められてございます。

このような状況の中、国・県では、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけまして、公立中学校の休日の部活動を段階的に地域に移行することとされております。

2、本市の地域移行の考え方でございます。

5つほど挙げてございますけれども、まずは、休日の部活動から段階的に、そしてできるところから着実に、そして、現在活動しているスポーツ協会や少年団、さらには、新たな団体などの協力もいただきながら、持続可能な方法でというようなところでございます。

3、本市の今年度の取組でございます。

(1) 現状と課題の把握といたしまして、児童・生徒、教職員へのアンケートや、スポーツ協会などへの意向調査のほうを実施いたします。

アンケート内容は、部活動地域移行検討委員会で検討いたしました。検討委員会は、学校の代表とPTA代表、市教育委員会で構成してございます。設問といたしましては、児童・生徒がそもそも部活動に入りたいと思っているのか、また、どんな種類を希望するのか、また、休日は部活動をしたいのかなどとなっております。教職員への設問は、部活動の地域移行に期待していることや、地域移行した後、自分も指導したいというような考えがあるかなどとなっております。児童・生徒、教職員へのアンケートは、5月上旬に既に実施をいたしました。

また、スポーツ協会等への意向調査でございますが、地域移行の受皿となる意向があるかどうかをお伺いするもので、今後調査を開始していきたいと考えております。

(2) 情報発信でございます。

保護者への情報提供や、市ホームページ等による発信をしております。

(3) 那珂市部活動地域移行推進協議会の設立でございます。

この協議会では、地域クラブの認定や活動状況の確認、この後、ご説明いたしますモデル事業の検証、ロードマップの承認などを行っていく予定としております。ロードマップは、いつ頃、どんな種目を地域へ移行していくのかの計画、地域移行の推進計画となるものでございます。

米印をつけております地域クラブでございますけれども、こちらのほうは学校部活動に代わりまして生徒の活動の受皿となる団体でございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。

この推進協議会の委員としましては、スポーツ協会や少年団、スポーツ推進員、文化協会、保護者など、それぞれの代表の方などにご参加いただく想定をしております。

(4) 実証事業の実施でございます。

今年度、国の補助を受けましたモデル事業としまして、野球部の地域移行を実施する予定でございます。NBFJという名称の軟式野球教室を地域クラブに認定いたしまして、市内4校の野球部の休日の活動を移行して検証を行うこととしております。

米印のNBFJでございますけれども、地域移行の受皿となることも視野に、中学生を対象としまして軟式野球の基礎や技術向上を目的に活動をしている団体でございます。令和5年度の会員につきましては20名、市内11名、市外9名ということでございました。今年度につきましては、現時点で26名が参加しているというふうに聞いてございます。

4、今後のスケジュールでございます。

令和6年5月でございますけれども、先ほどのアンケート、こちらのほうは実施済みでございますけれども、今後、スポーツ協会などへの団体への意向調査を開始いたします。

6月でございます。ロードマップ案を作成することを予定してございます。

7月でございます。那珂市部活動地域移行推進協議会の開催を予定しております。この協議会の設立となる開催となりまして、7月の開催では、ロードマップの承認や地域ク

ラブ認定などを予定してございます。

9月でございますけれども、実証事業となります軟式野球の休日指導の地域移行のほうを開始する予定となっております。

11月でございます。2回目の推進協議会のほうを開催しまして、実証事業の検証などを行っていきたいというふうに考えてございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

桑澤議員 休日の部活動を地域移行ということで、運動部なんかでいうと、休日なんかは試合を組むとか、練習試合とか、そういった公式戦も含めた、あると思うんですけども、そこについてもそういった地域クラブの方に任せるのか。いや、そこは、試合は学校でやりますよとか。その辺の連携はどういう形を想定されているんですかね。

学校教育課長 こちらの今年度、野球のほうでやっていきたいという、この野球のほうで説明しますと、こちらの団体は、今現在は大会に正式に出場できるような登録までは行っておりません。今年度につきましては、この団体での試合までの出場まではちょっといいかなというふうに思っていて、今年度は大会などは学校での登録での出場になるかなと思います。

また、この後、来年以降になりますと、こちらの団体のほうも試合に出場できるような登録をしますと、どちらで出るかというのが、団体で出るのか、それとも学校で出るのかというふうなことで、ちょっとそれぞれ生徒が選ぶようなことになるかもしれませんということで、またちょっとそこは不透明でございますけれども、過渡期なのでちょっとそういう状況も考えられるかなというふうに思います。

以上です。

桑澤議員 そうすると、取りあえず、来年度はこの野球だけがそういったモデル事業としてやられる。ほかの部活なんかは、特別そういった、試合を組むときの土日に関しては、まだ、何か決まったりはしているのですか、そういった連携は。

学校教育課長 野球部のほうにつきましては、今年度の9月から、休日の活動がそちらのほうに移行できればというようなところで、今年度取りあえず、予定がもう見えているのが野球部のほうだけということで、そのほかの部活動につきましては、受入れ協力いただける団体のところの発掘も含めまして、今後というようなところで、現段階では未定でございます。

桑澤議員 分かりました。

いずれにせよ、子供たちが部活に一生懸命取り組める環境を整えていただいて、人数が少ない部分も、野球なんか特にそうだと思いますけれども、試合も含めて、そういった機会が与えられるような環境に努めてもらえればいいかなと思いますので、以上でよろ

しくお願いいたします。

君嶋議員 ちょっと確認させていただきたいんですけれども、この今後指導者ということで選ぶ場合に、報酬を支払うのか、また、ボランティアとしてその方は指導をするのか。そこをちょっともう一度確認させてください。

学校教育課長 市から、この部活動移行のための報酬というような形には想定してございまして、例えばこの野球の団体ですと、月謝制度、今3,000円ほどの参加している子供からもらっているということがございます。今年度は国の補助もございまして、今後使うであろう物品等はその補助の中で購入していただくというようなことも考えてございすけれども、指導者への報酬につきましては、その団体のやりくりする中で払っていただくようなことで、そこも今年度、こういったやり方がいいのかというのも検証の中でちょっと確かめていきたいなというふうに考えているところでございます。

君嶋議員 やはり一番大事なのは、子供はスポーツをやりたい。その報酬を月額3,000円なら3,000円を保護者は負担しなければならない。

部活の場合には、今まではそういう報酬の支払いはないですね。先生が授業の一環の中でやっていたわけですから。そうすると、今後、保護者の負担が出てくるんじゃないか。

だから、子供たちは好きなスポーツをやりたいけれども、保護者の方はなかなかそこまでの支援ができないとなった場合に、好きなスポーツを諦めなければならないという問題も出てくるんじゃないかなという点と、それと、もう一つは、今回は国からの補助がある。まあ、それは一生続くわけではないので、何年間の補助で、それ以降は各自やってくれとなると、やはりそこでそのお金の面でどう満たすかということが課題になってくるというか、問題になってくるのかなと思うので、そこをきちんと方向性つけておかないと、こう立ち上げました、次、子供たちも集まらなくなる、好きなスポーツもできなくなるという、子供たちの芽を摘んでしまうようなことはやってはいけないと思うので、その辺はきちんと方向性つけていただけるようお願いはしたいと思います。

学校教育課長 今、現在部活動のほう、学校教育の一環として位置づけられてございますけれども、そこで今後の先生の、そのために報酬が上乗せになっているわけではございませんでしたので、無報酬の、ある意味ボランティアのような域のところもあったのかなと思います。

今後、地域に移行するということになりますと、そういった部分でお金がどこからも出ないということもありますので、月謝なりということで、保護者の負担というところも出てくるのはちょっと避けられない部分もあるのかなというふうに思いますけれども、どのぐらいの月謝がいいのかとかということも、今回のモデル事業のほうで検証の一つとしていければなというふうに思っております。

以上です。

原田議員 まさに、君嶋議員がおっしゃっていたとおり、やはりお金の面で部活動、運動ができなくなってしまう子供たちが出るかなというところで、そういった子たちへの何か受皿となるようなものなんかというのは考えていらっしゃるのかなというのを伺いたいです。

学校教育課長 すみません。経済的に苦しい家庭が、さらに別な場所でできるような受皿というようなイメージでしょうか。

原田議員 はい、そうです。

学校教育課長 今、そもそも移行するための受皿を探しているというところなので、その先のところまでというのは、現在では全くございませんで、例えば保護者の負担ということであれば、要保護・準要保護世帯の経済的負担を支援する制度がございますので、そういった中で部活動の負担のほうも一部支援するとかというような方策は考えられるかなというふうには考えてございます。

以上です。

原田議員 ありがとうございます。

あと、先ほどおっしゃっていた部活動、一応、少ないですけども、教員の先生方、補助は幾らかは出ているかなと、部活動手当みたいな、出ているかなと思いますので、そんな何か金額なんかをその報酬として、結構低いんですけども、参考にされるのもいいのかなと思いました。

以上です。

大和田議員 今回、軟式野球、市内4校ということなんですが、これ全部野球部、4校しかないということでしたか。

学校教育課長 市内5校あるうち、二中が今、野球部のほうがもう既になくなってしまったということで4校でございます。

大和田議員 ここに認定したその理由というかな、モデル事業にした理由というのはありますか。このMBFJというところ。

学校教育課長 今度、中学生のほうを、そもそもこの受皿にもなるのを想定に、令和4年度から活動をしているというようなところで、我々とすれば、そういう団体を今まさに野球部に限らず探しているというところなので、この我々の、持っていきたい方向にまさしく合致していた団体だというようなところで、この後、認定そのものにつきましては、この推進協議会というものを組織立ち上げて、ここでこの団体が本当に部活動の受皿としてふさわしいかどうかの認定はこの後していくというふうなところで、そこへ行くまでの予定として、この団体を我々としては、ふさわしいかなというふうに今、予定はしているところでございます。

大和田議員 というのも、先ほど、経済格差がね、要は体験格差みたいな形になるのはちょっと不安というのもありますし、また、何というんですか、地域間格差ではないんですけ

れども、例えば一中ではこのクラブが請け負って月謝が1万円で、こっちの二中はほかのクラブがやって3,000円というふうな例えば受益者負担が発生するのであれば、そういった地域間格差も出てこようかなというところもあると思うんですね。

ということは、今後認定するという場面で、市内全域の部活動、例えば、今回は野球ですけれども、例えばサッカー部だったら、サッカー部全部見られる、そういった団体じゃなければ駄目とかという、そういったことにもつながってこようかと思うんですけれども、そこら辺はどんな考えでいるのでしょうか。

学校教育課長 1つの競技で、例えば何中学はこの団体みたいなイメージになるのかなと思うんですけれども、そこまで、活動団体がいろいろあるというところまで我々のところもちょっと今情報が無いので、もしかして、1つの競技で2つ以上、市内で受皿として協力いただけることもあれば、月謝も全く同じではないという状況もあり得るかもしれませんけれども、そこについてちょっと今の段階では何とも、はっきりとは言いづらい部分なのかなというふうに思います。

大和田議員 何もかも、これからかなというところだと思うんですけれども、先ほどの地域間格差ですとか、君嶋議員も言われたような経済格差、そういったのをしっかり一番に検討事案に置いていただいて、協議会のほうを進めていただけたらと思います。

以上です。

鈴木議員 ちょっとお聞きしたいんですが、今までNBFJは希望者だけだったと思うんですけれども、今回の業務モデルとして、市内4校の野球部だったら、野球部員全員が1つのところに集まって練習をする、土日練習をするということによろしかったですか。

学校教育課長 所属している部員全員がもう強制的にこちらに行ってくださいというところではございませんで、そこでもやっぱり練習場所がちょっと自転車で行けないから無理だなというお子さんも出てくることも想定はしてございます。

以上です。

鈴木議員 ほとんどが送り迎えになると思うんですけれども、送り迎えできない子とか、あと希望されない方というのは、土日は部活はやらないということになりますか。

学校教育課長 そうですね。学校での部活が土日なくなるということになりますので、そういうことになるかなとは思いますが。

鈴木議員 あとは、1年生のときに学校のユニフォームを買って、NBFJはNBFJでユニフォームがあると思うんですね。ということは、ダブルでお金がかかって、また、送り迎えもするようになるということで、やっぱり親の負担とか経済的なこともそうですし、あと実質的なことも負担が増えるのかなと思うんですけれども、そういったところはどのようにお考えになられていますか。

学校教育課長 学校から地域に移行するという段階で、何もかも今までと同じというところはなかなかちょっと難しい部分なのかなというふうに思っていて、非常にそこが悩ま

しいところでもあり、ちょっと一線どこかで引かなくてはならないところかなというふうにも思いますし、非常に悩ましいところであるというふうには認識してございます。

鈴木議員 やっぱ子供たちが野球をしたいとかスポーツをしたいとか、でもそれを我慢させなければいけなくなってしまうのかとか、すごく何だろう、親も子供も悩んでしまうようなことにならないようにぜひ検討していただければと。いいように進めていただければと思います。

榊原議員 実は、地域移行について非常に私、興味がありまして、NBFJのほうも、実はちょっと興味がありまして、いろんな今質問の中で問題等々出たと思うんだけど、最終的には、この那珂市部活動地域移行推進協議会の設立というところで、そこでいろんな問題もんでいってという話になると思うんですよ。

一応、想定される委員の方というのがスポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員とか文化協会、保護者とかと、一応想定として書かれていると思うんだけど、ちょっと私、教育委員時代に、別件とかで一回発言したことがあるんだけど、大体スポーツ協会、少年団、推進員なんてなってくると、ああ、またこの人みたいな人材が出てきてしまうことが多いんですよ。

だから、やっぱりこれはあくまでもモデル事業ですから、本当にこれから将来に向かってやっぱり地域移行を本格的に指導するに当たっては、何と言えばいいんだろう、人選した方をやっぱり想定してご指名されてという中でもんでいくというやり方がいいのかなというふうに思っているんで、一つの要望にはなってしまうんですけども、そういうところも鑑みて、よろしく願いできればと思います。

以上です。

花島議員 この問題、ちょっと私どう考えていいか分からないところがあるんですが、いくつか質問します。

一つは、今まで学校対抗の試合みたいなやつが多かったですよね。それが地域移行にするとどんなふうになるというイメージしているのでしょうか。

学校教育課長 学校で大会出場の登録をする場合と、こういったクラブが登録する場合ということで2つありますので、例えば学校とクラブチームが対戦みたいなのが出てくるのかなというふうに思います。

以上です。

花島議員 それは多分そうだと思うんですが、でも、学校対抗しかない試合というのはありますよね。

（「総体とか出れるのかということ」と呼ぶ声あり）

花島議員 そういうことです。名前はともかくね。

それはどうなんですか。

学校教育課長 登録の要件を満たせば、こういったクラブチームとかでも、地域クラブとかで

も出場できるようにはなるというふうに認識してございます。

花島議員 次の質問ですが、私が育った高校かなんかで、剣道で県で優勝したところなんかあるんですけども、先生は自分のことを普通じゃないと言っていました。

そういうふうに一生懸命やる先生、やりたい先生の、何というんですかね、活動は今後どうなるんでしょうか。

学校教育課長 今までどおり部活動を指導したいという先生も一定程度と多分いらっしゃるかなとは思いますが、この地域クラブになった場合でも、先生にも兼職兼業というか、こっちの仕事もしながらクラブの指導もというようなところで、届出を出していただくことでどちらもできるというような制度もございますので、そういった中で指導を続けていただくということは可能かなというふうには思います。

以上です。

議長 以上で質疑を終結いたします。

議長 暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時25分）

議長 再開いたします。

続きまして、令和6年度那珂市防災訓練の実施について、執行部よりご説明願います。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

全員協議会資料、令和6年度那珂市防災訓練についてお開き願います。

防災課から、那珂市防災訓練の実施についてをご説明させていただきます。

1、目的。

那珂市地域防災訓練計画に基づき、市内の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の住民の避難力向上と市の防災対策本部の指揮系統の確認、施設職員及び職員の避難所開設、受付等の運営訓練を実施いたします。災害時の体制強化が目的となっております。

続きまして、2、実施日時。

令和6年6月19日水曜日の午前9時30分から実施いたします。今回は、平常業務を継続しての訓練になります。また、荒天時は中止といたします。

3、訓練場所。

災害対策本部、本庁舎、避難所としてふれあいセンターよこぼり・ごだい・すがや、なかLuckyFM公園、総合センターらぼーるになります。あわせて、福祉避難所として、社会福祉法人ナザレ園に開設いたします。

4、訓練の対象地域。

久慈川、那珂川、大井川、早戸川沿い及び土砂災害警戒区域7か所に居住する23世帯が対象となります。

5、訓練内容。

災害対策本部の開設。防災無線等で避難の呼びかけ、避難所開設、避難行動要支援者の避難支援になります。

6、訓練の中止基準。

訓練実施中の事故発生時、市内で災害が発生、発生のおそれがある場合。

7、その他。

昨日発行の広報なかに併せて、訓練のチラシとマイタイムラインを配布いたしました。また、訓練対象地域の大井川、早戸川沿いの菅谷地区と五台地区の自治会には、防災課から直接訓練のご説明をしております。また、各地区のまちづくり委員会は、5月17日のまちづくり委員長連絡会にてご説明をいたしました。

次のページ以降は、実施要領となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

遠藤議員 ちょっと聞き漏らしたんですが、訓練の対象地域に関して、想定している対象の世帯数というか、自治会とかというのはどんな感じになるんですか。

防災課長 自治会につきましては、芳野地区の自治会を除く全自治会が対象地域の自治会に含まれます。

また、先ほど説明した世帯につきましては、土砂災害警戒区域、那珂市のほうで7か所土砂災害警戒区域になっていますけれども、その7か所の中に23世帯が対象となっているというご説明をさせていただきました。

遠藤議員 分かりました。土砂災害の対象が23世帯。それ以外は河川増水の。これは土砂災害だけ。いや、浸水想定区域もですよ。かなり、大きい訓練になるということですかね。

防災課長 市内の浸水想定区域につきましては、ちょっと拾い出しがなかなか難しいところもありまして、その芳野地区以外で該当になるのが、おそらく1万世帯はその浸水想定区域の図面の中には含まれておりますので、昨年行った那珂川や久慈川の自治会、また、今年度から大井川と早戸川沿いの自治会にも呼びかけをして訓練をするというような形になってございます。

議長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時31分）

議長 再開いたします。

続きまして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者公募について、執行部よりご説明願います。

介護長寿課長 介護長寿課長の住谷と申します。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備に係る事業者公募についてをご覧ください。

本年3月に策定しました市高齢者保健福祉計画に基づきまして、計画期間であります令和6年度から令和8年度までの3年の間にグループホームを整備するため、そのグループホームを整備する事業者の公募を実施することについて報告するものでございます。

初めに、1、整備方針でございます。

認知症により、在宅での生活が困難となる高齢者の増加が見込まれるため、令和8年度までにグループホームを2ユニット18床を段階的に整備いたします。令和6年度、令和7年度に1ユニット9床ずつ事業者の公募を行い、それぞれ翌令和7年度、令和8年度に整備いたします。

続きまして、2、事業者の選定機関でございます。

2つの委員会により事業者を選定いたします。（1）地域密着型サービス運営委員会ですが、記載のと通りの外部の委員10名で構成され、整備審査委員会での審査内容や採点結果などについて審議いただくとともに、事業実施予定者として適当であるかについて市長に意見を述べる機関となっております。（2）地域密着型サービス整備審査委員会ですが、記載のと通りの6名で構成され、応募事業者によるプレゼンテーションの審査、採点などを行う機関となっております。

次に、3、令和6年度スケジュールでございます。

7月から8月にかけて事業者の公募を行います。次に、9月から10月にかけて、提出された申請書類等の審査や応募事業者によるプレゼンテーション及び審査を行い、その採点結果を基に、10月下旬までに事業者を決定する予定となっております。

令和7年度につきましても、本年度と同様のスケジュールで実施してまいります。

次のページをご覧ください。

最後に、4、財政支援でございます。

補助率が10分の10であります茨城県地域医療介護総合確保基金事業を活用いたします。工事請負費などが対象となります施設整備補助の上限額が1施設当たり3,360万円、備品購入費などが対象となります開設準備経費補助の上限額が1人当たり83万9,000円、1ユニット9床となりますので755万1,000円という内容となっております。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 これ、那珂市は、この認知症型のグループホームというのは不足しているんですか。

介護長寿課長 市内には、現在9施設126床のグループホームがあるんですけども、高齢者が今後伸びていったり、認知症高齢者が増えていくということで、施設数が足りないということで、今回公募をするものでございます。

以上です。

笹島議員 これ、足りないというか、足りなくなるという、どちらですか、これ。

介護長寿課長 現在、グループホームの施設数が足りない。申込者が結構いらっしゃいますので、そのためにグループホームを増やすということで整備をするものでございます。

笹島議員 入居者待ちが結構いるということですね。

介護長寿課長 令和6年5月1日時点で64名の待機者がいらっしゃいます。

ただ、1人の方が複数の施設を申し込んでおりますので、実人数としてはこれよりも少なくはなるんですけども、現状としては64名の方がいらっしゃるという状況でございます。

笹島議員 これ、令和6年、令和7年と9床1ユニット、これ少くないのかな、そうすると。

介護長寿課長 先ほど申し上げたとおり64名の待機者がいらっしゃるんですが、1人の方が重複して申し込んでいたり、あとは、実際、待機をしていますが、自分の番が回ってきたときにまだ在宅で見られるとって辞退をされる方もいらっしゃいますので、そういったことを鑑みて、2ユニット分で今回の計画では整備したいと考えているところでございます。

笹島議員 そうすると、64人だよね。重複しているという人もいるというので、18床ぐらいでこれ十分だという意味ですか。もうこれ以上は造らないという意味ですか。

介護長寿課長 あくまでも今回の令和6年度から令和8年度の3年間については2ユニットの整備という方針を掲げておりまして、また3年後、この市の高齢者保健福祉計画を策定するときには、またそのときの高齢者の人口の状況であったり、認知症高齢者の状況、また需要とか供給のバランス等を見込んだ上で、また施設整備の方針を立てたいと考えております。

以上です。

笹島議員 何でこの話をしてきたかという、どうですか、那珂市。これ保険料、介護保険料、9割だけ。自己負担1割かな、忘れてしまったけれどもさ。

介護保険料、どうも那珂市はほかより高くないか。

介護長寿課長 那珂市の場合ですと、保険料の基準額というのがあるんですが、こちらは月当たり5,280円となっております。県内では高いほうから数えると35番目になりますので、比較的県内では低いほうになっております。

笹島議員 何でこんなことを聞いたかという、また6月から介護保険料上げられてしまった

からさ、どうなってあれしているのかなと思って、余計なものを造ってさ、また介護保険料が上がってくるのかなと思って。そういうことはないよね。

介護長寿課長 今回、第9期ということで5,280円なんですけど、前期、第8期も5,280円なので、基準額としては据置きで対応をしているところです。

笹島議員 あれ、だからまた値上げしたでしょう、今年の6月から。

介護長寿課長 今まで介護保険料というのは9段階で設定をしていたところだったんですけれども、国のほうで9段階を13段階に広げるということがありまして、より所得の多い方からはなるべく多く、多くというか保険料を頂いて、その逆に、所得が少ない人からは少ない保険料を取るというところでやっているところです。

以上です。

笹島議員 今言っていた2ユニットということで、これ、あれでしょう、中小零細というのが参入してくるような可能性はあるでしょう。

介護長寿課長 そこは、実際公募をしてみないと分からないところではあるんですけども、ちょっと何とも。

笹島議員 なぜこんな話しているかというと、やはり異業種から参入してきた方が多いよね。やっぱり良質な福祉施設という産業にやっぱり参入してもらいたいというんですけれども、なぜかと言うと、この人たちは、倒産したり、取りやめたりしているんですね、途中でね。4年か5年でね。これ長期のあれでしょう、もう10年も20年もやってもらわなければいけないという。

今までのこれは問題ないわけでしょう、この9施設については。どうですか。

介護長寿課長 特に問題があるというところは聞いておりません。

以上です。

笹島議員 これからやっぱり問題が出てくると思うので、そこはやっぱり吟味してやっていただきたいと思うので、以上です。

議長 ほかがございますか。

花島議員 いくつか質問があります。

まず、認知症対応型というのは、なかなか認知症の方に対応するのは難しいと思うんですが、このグループホームのユニットというんですかね、9床全員が認知症という想定なんですか。

介護長寿課長 一応、このグループホームに入る要件としましては、認知症と診断された方で、かつ介護認定が要支援2及び介護度1から5の方が入れる施設となっておりますので、基本、認知症の方が入る施設となっております。

花島議員 次にですが、この応募をするときに、新規に9床分を造るということを想定した募集なんですか。

介護長寿課長 お答えします。

おっしゃるとおり、新規の9床も想定していますし、あとは、そもそも9床をやっているところがさらに増設して9床やりたいというところも想定はしておりますので、それは新設でも増設でもどちらでも可能というふうに考えております。

花島議員 確認ですけれども、あくまで増設ということですね。

要するに、既存の既に9床あるところを認知症型に変更しますという応募は、募集はしていないということですね。

つまり、既に例えば18床あります。このうちの9床分を認知症型に切り替えますという種類の募集ではないということですか。

介護長寿課長 基本的には、そういう切替えというのは想定はしておりません。

議長 よろしいですか。

ほかございますか。

桑澤議員 今のちょっと関連するかもしれませんが、基本的にこの新規の事業者というか、既存でもしやっている事業者は、そもそも土地があったり、場所は既に見込みがついているのかもしれませんが、新規事業者なんかでいうと、その場所とか、そういったところのお膳立てというのは、市で提供したりするというのはあるんですか。

介護長寿課長 特に市でそういうことはやっておりませんので、新規で参入したいという場合には、そのご自身で土地を探すなりしていただくことになります。

桑澤議員 分かりました。

あとは、財政支援のところですね、これは県の補助率10分の10と書いてありますけれども、基本的に県の予算で全てこの事業としてやるということでしょうか。それに加えて、那珂市で何か加えた支援事業をするというわけではないんですかね。

介護長寿課長 特に那珂市で加えるものはございませんで、この県の補助のみとなっております。

桑澤議員 分かりました。

そうしたら、特に、那珂市の懐を痛めるというか、そういうわけではなく、県の事業として那珂市がお膳立てしてやるというようなことでよろしいんですかね。

はい、分かりました。

以上です。

議長 よろしいですか。

なければ、以上で質疑を終結いたします。

議長 暫時休憩いたします。執行部は退室をお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午前11時44分）

再開（午前11時45分）

議長 再開いたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、小宅委員長より報告をお願いいたします。

小宅議員 原子力安全対策常任委員会で原子力施設の廃炉状況などの知識を得るために、7月1日月曜日に福島第一原子力発電所の視察を行うことにいたしました。委員でない方も参加可能になります。さらに言いますと、委員も任意の参加になります。参加につきましては、7月1日です。

参加につきましては、ラインワークスのアンケート機能で5月30日木曜日までにご検討をいただきますようお願いいたします。期間が短く、恐縮でございます。

なお、詳細につきましては、後日参加者に通知いたします。

よろしくお願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。よろしいですか。

(なし)

議長 ほかにないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長 それでは、事務局からご説明いたします。

全員協議会資料、那珂久慈議会議員親善ゴルフコンペの開催についてをご覧くださいければと思います。

令和6年度のゴルフコンペの開催についてのお知らせでございます。

4月の全員協議会において、開催日と会場が決定した旨をご連絡したところでございますが、詳細について、幹事市の常陸大宮市から連絡がございましたので、改めてご連絡させていただきます。

資料の下半分の部分をご覧くださいければと思います。

開催日は7月3日水曜日、会場は静ヒルズカントリークラブでございます。8時15分に現地集合していただきまして、スタート時間はアウト、インとも9時4分の予定となっております。

料金でございますが、プレー費、昼食代、こちら飲物は別となりますが8,900円、パーティー代、商品代として4,000円、合わせて1万2,900円となっております。また、表彰式は、プレーの終了後、クラブハウス内で行う予定となっております。

参加団体につきましては、那珂市のほか、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、東海村の6市町村となっております。

コンペへの参加を希望される方につきましては、6月7日金曜日までに議会事務局へ参加申込みのご連絡をお願いいたします。また、ご連絡いただく際、組合せの参考とさせていただきますたく、ハンディキャップのほうも併せてご連絡をいただければと思います。

議員の皆様におかれましては、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、この説明資料は、後ほどラインワークス掲示板でもお送りさせていただきます。
ご連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 なければ、この件について以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時48分）

令和6年7月24日

那珂市議会 議長 木野 広宣